

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	1～4号機共用ボイラ（C）用循環ポンプのジャケット冷却水配管に設置された流量確認用ガラス窓に汚れが認められたため、点検・清掃	D	
2	3号機	中央操作室制御盤に設置された計算機表示端末装置（3）用冷却ファンに異音の発生が認められたため、当該端末装置を点検、修理	D	
3	4号機	換気空調系常用冷却装置のターボ冷凍機（B）海水入口弁の開度指示計がゼロにもかかわらず全閉せず、開閉ランプ表示も両点灯が認められたため、当該弁を点検、調整	D	
4	5号機	制御棒駆動機構（18-23）の点検において、内部にあるスプリングを取り外した際、シート片（約60mm x 35mm、厚さ0.5mm）が認められたため、対応を検討	C	
5	5号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（42-43、38-07）の点検におけるスクラム弁ダイヤフラムカバー留めボルトの締付け作業の際、ボルトのねじ山が破損したため、当該ボルトを交換	D	
6	5号機	制御棒駆動機構（18-15）の点検において、点検順序に計画誤りが認められたため、当該制御棒を再度、分解点検及び対応検討	C	
7	5号機	制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ（B）潤滑油フィルタの点検において安全弁を折損したため、当該安全弁を交換	C	
8	5号機	原子炉格納容器漏洩試験用露点計の点検において、検出部に腐食が認められたため、当該検出部を交換	D	
9	5号機	主復水器（A）水室（1）チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（5本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を施工	D	
10	5号機	主復水器（A）水室（2）チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（2本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を施工	D	
11	5号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥器用冷凍機の圧縮機入口圧カスイッチの点検において、接断差精度に管理値外れが認められたため、当該計器を交換	D	
12	5号機	タービンランドシール蒸気圧力制御弁の信号変換器の点検において、出力精度に管理値外れが認められたため、当該計器を交換	D	
13	5号機	制御棒駆動機構の空気抜き作業において、ドレンファンネルに固縛していた仮設排水ホースが外れ、床面に水の飛散（約15リットル、汚染無し）が認められたため、当該床面の拭き取り及び対応検討	C	
14	5号機	タービン機器ドレンサンプピット流入配管の点検において、ファンネルより水張りを実施したところ、他のエリアの配管清掃口に漏水（約75リットル、汚染無し）が認められたため、当該漏水を拭き取り及び対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	発電所構内電話設備の5・6号機プラント内の電話に通信できない状況が認められたため、当該電話の点検・修理	D	
16	5号機	建屋内拡声呼出装置室換気空調系空調機のVベルトに亀裂が認められたため、当該ベルトを交換	D	
17	6号機	所内変圧器(B)絶縁油冷却器のドレンプラグに油のにじみが認められたため、当該プラグ接続部を点検	D	
18	6号機	非常用ディーゼル発電機(A)用機関冷却水ポンプ軸受部の潤滑油補給頻度が増えてきているため、当該部を点検・修理	D	
19	集中環境施設	洗濯設備室換気空調系冷凍機の停止の都度、潤滑油温度高または低を示す警報が発生したため、当該温度スイッチを点検・修理	D	
20	集中環境施設	濃縮廃液乾燥固化系溶解ポンプ(A)の出口圧力計に指示不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
21	その他	海生物処理設備洗浄貝切出装置(A)の電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
22	その他	作業班長資格承認申請書の申請状況について確認していたところ、標準要件を満たしていない場合の必要な処置をとっていない事例が1件認められたため、当該申請を取り消し	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで